

資 料 編

資料－1 西東京市地域交通会議委員名簿

	氏名	備考（職業・所属等）	区分（分野）
会 長	さいとう むつみ 齊藤 睦	社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会 総務課長	関係機関
副会長	むらた こうぞう 村田 幸三	西東京市商工会 会長	関係機関
委 員	なかむら まさあき 中村 正明 (第2回会議まで)	東京都北多摩南部建設事務所 補修課長	関係機関
	いかわ たけし 井川 武史 (第3回会議から)		
	おおもり のぶあき 大森 宣暁	東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻 准教授	学識経験者
	はたけやま ひであき 畠山 英明 (第1回会議まで)	関東バス株式会社 運輸部副部長	交通事業者
	たけだ つとむ 武田 勉 (第2回会議から)		
	かげやま けんじ 陰山 健司	西武鉄道(株) 計画管理部計画課長	交通事業者
	せきね やすひろ 関根 康洋	西武バス株式会社 経営企画部運輸計画課長	交通事業者
	かわい まりこ 川合 真理子		市民
	とよぶく ちかのり 豊福 親慶		市民

(任期：平成20年11月17日～平成22年11月16日)

資料－２ 西東京市地域交通会議検討経緯

会議等	開催日時、開催場所	主要な議事
第1回地域交通会議	平成20年11月17日（月） 午前10時～ 保谷庁舎東分庁舎 地下1階A・B会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・会議の運営方法について ・会議の公開、西東京市地域交通会議傍聴要領（案）、会議録について ・西東京市交通計画の概要と西東京市地域交通会議について ・地域交通会議における当面の検討課題について
第2回地域交通会議	平成21年5月22日（金） 午後1時30分～ 保谷庁舎東分庁舎 地下1階D会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・はなバス運行に関する収支状況について ・はなバス運行に係る要望整理結果について ・はなバスルート等見直し方針（案）について
第3回地域交通会議	平成21年7月30日（木） 午前10時～ 保谷東分庁舎地下会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・はなバスルート等見直し方針について ・はなバス運行に係る要望整理結果について ・はなバスルート等見直し素案について ・他市のコミュニティバス状況について
第4回地域交通会議	平成21年8月28日（金） 午前10時～ 保谷庁舎2階第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・はなバスルート等短期見直し素案について
第5回地域交通会議	平成21年10月9日（金） 午前10時～ 保谷東分庁舎地下会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・はなバスルート等見直しに関する中間報告について ・はなバスルート等中・長期的な見直しについて ・はなバスルート等見直しスケジュールについて
現行ルート視察	平成21年9月25日（金） 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通会議委員によるはなバス全ルートの車上視察
第6回地域交通会議	平成21年11月24日（火） 午前10時～ 保谷庁舎2階第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・はなバスルート等見直しに関する中間報告について ・はなバスルート等中・長期的な見直しについて
第7回地域交通会議	平成22年1月29日（金） 午前10時～ 保谷庁舎別棟C会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・はなバスルート等見直しに関する陳情・請願について ・はなバスルート等中・長期的な見直しについて
第8回地域交通会議	平成22年2月16日（火） 午前10時～ 保谷庁舎2階第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・はなバスルート等中・長期的な見直しについて
第9回地域交通会議	平成22年4月21日（水） 午前10時～ 保谷庁舎別棟C会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・はなバスルート等見直しに関するパブコメ結果について ・はなバスルート等見直しに関する最終報告書について

資料－3 西東京市地域交通会議設置要綱

第1 設置

西東京市交通計画に掲げられた施策を推進するため、西東京市交通計画に基づき、西東京市地域交通会議（以下「会議」という。）を設置する。

第2 所掌事項

会議は、市長の依頼により、次に掲げる所掌事項を審議し、審議結果を市長に報告する。

- (1) 体系的な道路ネットワークの形成に関する事。
- (2) 公共交通システムの充実に関する事。
- (3) 公共交通機関の結節点（複数の交通手段の接続が行われる場所）の整備に関する事。
- (4) 歩行者及び自転車の交通施策の推進に関する事。

第3 構成

会議は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 一般公募による市民 2人以内
- (2) 学識経験者、行政機関の職員及び関係機関の職員 5人以内
- (3) 交通事業者 3人以内

第4 任期

委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5 会長及び副会長

会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

会議は、会長が招集し、会長が会議の議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7 公開

会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議の出席委員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。

第8 報償

行政機関の職員を除く委員が会議に出席したときは、日額2,000円の謝金を支払う。

第9 庶務

会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

資料－４ 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（改定版）

はじめに

使用料・手数料の適正化については、「使用料・手数料等適正化委員会」における庁内検討を経て、「西東京市使用料等審議会」で審議を重ね、平成 15 年 7 月に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。

その後、この基本方針に基づき使用料・手数料の設定・改定を行ってきたが、基本方針策定から三年を経過し、受益者負担の適正化を進める中で、原価との乖離の是正や原価計算の算定項目等に関して見直す必要が生じた。このため、現行基本方針の見直しについて庁内の組織である「西東京市使用料・手数料適正化検討部会」で検討した上で、平成 19 年 10 月に使用料等審議会に諮問し、平成 20 年 1 月に答申を得た。

本方針（改定版）は、その答申を踏まえて定めたものである。

1. 受益者負担に関する基本的な考え方

（１）使用料・手数料

使用料とは、行政財産の目的外使用や公の施設の利用に対して徴収されるもの（地方自治法 225 条）をいい、手数料とは、特定の者に提供される事務についてその対価として徴収されるもの（同法 227 条）をいう。

使用料・手数料は、利益を受ける者がその給付に対して負担するものであり、給付と負担との間に対価関係がある点で非対価性に特質がある租税とは異なる。

（２）受益者負担の適正化

地方公共団体の行政サービスは、住民福祉の実現を目指して行われ、その財源の大部分は租税によって賄われる。

しかし、特定の者がサービスを利用し利益を受ける場合には、その受益の限度において受益者から徴収した使用料・手数料を財源とすることを地方自治法は認めている（地方自治法 224 条、96 条 1 項 4 号、228 条）。

ただし、徴収に当たっては、「特に利益を受ける者から、その受益の限度において」負担を求めることとされており、その受益に見合った適正な価格を定める必要がある。受益者負担導入の根拠としては、以下の三つが挙げられる。

① 負担の公平性

特定の者が利益を受ける行政サービスについては、それに要した費用をその受益者に負担させる方が公平だという考え方である。これは、もし受益者が適正な負担を行わない場合、その費用は、結局は住民全体の税金から賄われることになり、受益者は住民全体の負担で特別の利益を得るのに対して、非受益者は費用のみ負担して利益を享受しないという不公平が生じるからである。

② 資源配分の適正化

受益者負担の徴収は、限られた資源を適正に配分するためにも必要である。

例えば、水道料金を無料にすれば、必要以上に水の消費量が増え、水道の供給確保のために余分な投資と維持管理の増大を強いられることになる。そのため、資源配分の適正なバランスを保つためにも受益者負担は妥当性である。

③ 租税負担の減少及び自主財源の確保

仮に、使用料や手数料を徴収せずに受益者負担を租税で賄う場合、その収入額に見合うだけの租税を徴収しなければならず、租税負担は増大する。使用料・手数料の徴収は特定のサービスに対する財源として租税負担を減ずることになり、かつ自主財源を確保し、財政収支の向上にも寄与することになる。

以上より、原則として、「基本方針」に則り、受益者負担の適正化を図る。

ただし、例外的に、以下に該当する場合は受益者負担の導入を見送る。

- ・政策的に配慮すべきもの
- ・事業廃止となるもの
- ・改定後の価格が改定前と比べて倍率の低いもの
- ・実績件数の変動が大きいことから原価も大きく変動するもの
- ・実績が少なく、適正な原価計算が困難なもの

(3) 原価の削減とサービスの向上のための内部努力

使用料・手数料等における受益者負担の原則は前述のとおりであるが、受益者負担を導入するにあたっては、市は可能な限り、原価の削減を図るとともに、市民の利用満足度を高める努力をする必要がある。

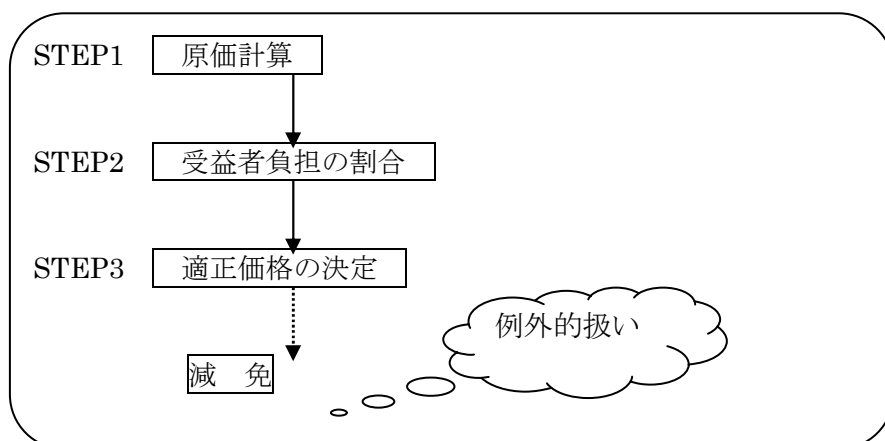
その上で、受益を受ける者が応分の負担を担うことにより、行政サービスの質・量が維持され、市財政の健全化が図られる。

よって、市は、使用料・手数料等の原価や利用者満足度を常に意識して、サービスの提供を行うこととする。

2. 適正価格決定の基本的ルール

受益者負担を踏まえた使用料・手数料等の適正化に関する統一的な考え方として、適正価格の決定の基本的ルールは、次のとおりとする。

1. 使用料・手数料等に係るサービスの原価を、統一的な方式により計算する。
2. 原価計算の結果を、サービスの内容により定められた公費負担と受益者負担の割合により按分し、理論上の適正対価を算出する。
3. 最終的に、近隣自治体や類似施設の状況等、諸々の条件を考慮して、額を決定する。



3. 「原価計算」について

(1) 費用算定対象項目

原価計算に算入する費用算定対象項目は、当面、直接費で現金収支を伴う人件費・物件費・支払利息と、現金収支を伴わない減価償却費（使用料は建物、設備、手数料は設備）とし、それぞれの費用については、次のとおりとする。

①人件費

- ・決算統計人件費内訳のうち、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末勤勉手当、地方公務員共済組合等負担金、災害補償費の合計を、決算統計職員数（西東京市の一般会計に係る全一般職員（教育長を除く。）の合計で除した数値を用いる。
- ・管理職賃金については、管理監督業務を行っていることから人件費に含めて計算する。

②物件費

- ・賃金（嘱託員報酬を含む臨時職員等に係るもの。上記人件費に計上されるものを除く。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、火災保険料）、委託料（施設の管理委託料等）、使用料及び賃借料（パソコン等のリース料等）、その他受益者が負担すべきと考えられる当該建物の維持管理や運営に係る経費（報償費等）。

③支払利息

全借入期間にかかる支払利息の総額を、減価償却の耐用年数で割った額とする。

④減価償却費

- ・定額法を用いる。
- ・具体的な算式：減価償却費＝取得価格×（1－0.1）÷耐用年数
- ・耐用年数：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」第1表～第9表までの規定を準用する。なお、具体的な耐用年数については、管財課の施設白書で用いた年数表を活用する。
- ・残存割合：同省令第11表の規定を準用
- ・トイレや廊下等の共用部分については、捕捉が困難なため原価計算に含めない。

※国・都からの補助金のほか、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債元利償還金、市町村に対する東京都の財政補完措置である東京都市町村総合交付金については、補助相当額ととらえ、その分は予め取得価格や経費から除いて計算する。

※土地については、資産として永久に内部に蓄積されているものであり、建物と違い減価償却という考え方がないので、費用に算入しない。ただし、借地代については、他の使用料及び賃借料と同じととらえ、費用に算入する。

※電算に係る費用については、行政が本来行うべきである業務（＝ホストコンピュータの管理・運用）と、個人利用のために本来業務から派生した事務（＝証明書発行用端末機器の管理・運用）とを区別し、後者に係る費用をコストとして算入する。

（2）費用算定方法

①施設使用料

施設使用料の費用算定方法については、費用算定対象項目を合算し、これを総面積・年間使用可能時間で割り、1㎡・1時間あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出する（＜算式－1＞参照）。

$$\text{＜算式－1＞ 使用料} = \frac{\text{（人件費＋物件費＋支払利息＋減価償却費）}}{\text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}}$$

②事務手数料

事務手数料の費用算定方法については、1分当たりの人件費に処理時間を掛けたものと、物件費と減価償却費を処理件数で除したものを足し、1件当たりの費用を算出する（＜算式－2＞参照）。

なお、1分当たりの人件費は、年間人件費を（開庁日数×8時間×60分）で除したものをを用いる。平均処理時間については、実際に数人の作業時間を測定し、平均的な時間を定める。

$$\text{＜算式－2＞ 事務手数料} = \frac{\text{（（1分当たりの人件費} \times \text{処理時間）} + \text{物件費} + \text{減価償却費）}}{\text{処理件数}}$$

③その他

ごみ、し尿処理手数料の原価計算については、市が行うごみ、し尿の収集・運搬に要する費用に加え、柳泉園組合・広域処分組合で行う中間処理（焼却）・最終処分（埋立て）に係る組合分担金（地

方債元利償還金等)を経費に入れ、東京都市町村総合交付金等を引いたものを処理量で除す(＜算式-3＞参照)。

$$\text{＜算式-3＞ 糞、し尿処理手数料} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{組合分担金} - \text{特定財源(東京都市町村総合交付金等)}) \div \text{年間処理量}$$

4. 「受益者負担の割合」について

市が提供する公共サービスは、道路、公園等の市民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスから、宿泊施設や駐車場の運営等のように特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっている。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難である。そこで、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定する。

(1) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなど、サービスの性質により、二つの基準の組み合わせで区分し、分類する。

- ① サービスが基礎的なものか、選択的なものか
 - 基礎的サービス…日常生活を送る上で、ほとんどの市民が必要とするサービス
 - 選択的サービス…生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定市民に利益を供するサービス
- ② サービスに市場代替性があるか否か
 - 市場的サービス…民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービス
 - 非市場的サービス…市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

その結果、サービスは以下のように分類される。

区分Ⅰ…基礎的で非市場的なサービス

例：道路、公園、義務教育施設、図書館など

区分Ⅱ…選択的で非市場的なサービス

例：体育館、運動場、集会・地域活動施設、障害者福祉、高齢者福祉、各種検診事業、保育所等児童福祉施設等

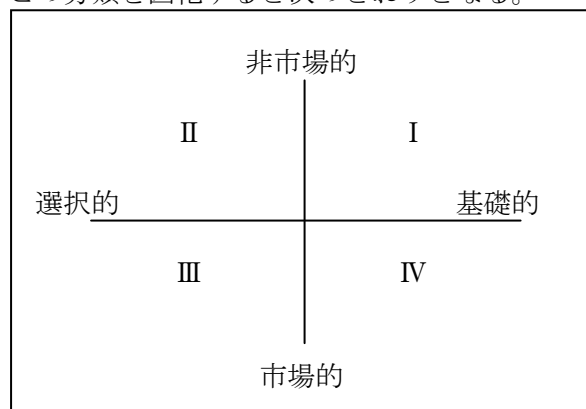
区分Ⅲ…選択的で市場的なサービス

例：保養施設、ホール、テニスコート、プール、ジム、駐車場、文化施設

区分Ⅳ…基礎的で市場的なサービス

例：住宅関連施設

この分類を図化すると次のとおりとなる。



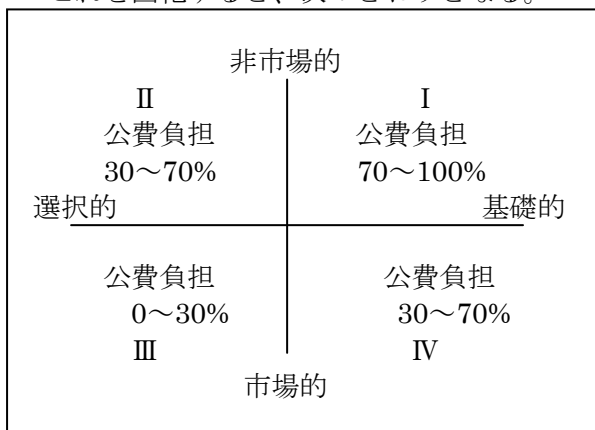
(2) 公費負担と受益者負担の割合

公費負担と受益者負担の割合については、例えば同じ区分のサービスであっても、サービスの内容

により、市場性・選択性の濃淡の差によって、違いが生じてくると考えられる。そこで、それぞれの区分に幅を持たせ、負担の割合を次のとおり設定する。

- 区分Ⅰ…主に公費負担を70%～100%とすべきもの
- 区分Ⅱ…主に公費負担を30%～70%とすべきもの
- 区分Ⅲ…主に公費負担を0%～30%とすべきもの
- 区分Ⅳ…主に公費負担を30%～70%とすべきもの

これを図化すると、次のとおりとなる。



- Ⅰ 基礎的で非市場的なサービス
- Ⅱ 選択的で非市場的なサービス
- Ⅲ 選択的で市場的なサービス
- Ⅳ 基礎的で市場的なサービス

なお、使用料・手数料の額を決定する際は、当該サービスがどの区分に当たるのか、企画政策課と協議し明確にすることとする。

また、現に使用料・手数料等を徴しないサービスであっても受益者負担に馴染むサービスについては、各課においてどの区分に該当するかを考慮し、受益者負担の適正化に努めることとする。

（3）西東京市における受益者負担の基本的考え方

上記の考え方に基づき、西東京市において提供している公共サービスの額を決定する際には、以下を原則とする。

- ① 市民生活にとって、基礎的なサービスであり、しかも民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービスについては、原則として無料とする。
- ② 上記以外は、原則として受益に応じた負担を、市場性・選択性の濃淡に応じて、受益者が負うこととする。

今後は、このような考え方に基づいて市のサービス料金を見直すとともに、使用料・手数料の額についても、これを踏まえ決定する。

また、受益者負担の割合は、時代とともに考え方が変わるので、時代環境の変化に即して見直すこととする。

（4）事務手数料の受益者負担の考え方について

証明書発行等に係る事務手数料は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、費用算定もその考え方によって行っている。従って、証明発行に係る費用については受益者が100%負担することが妥当である。

5. 「適正価格の決定」について

原価計算による算出後、受益者負担の割合により求められた料金が理論上の適正対価であるものの、料金を最終的に決定するに当たっては、市民生活への影響や近隣自治体の類似施設との比較、市内の同種（類似）施設との均衡などを考慮する必要がある。

さらに、施設使用料については、各施設の設置目的や管理運営についての考え方、施設・設備の立地条件、規模、老朽度合等を総合的に勘案し適正価格を決定することとする。

なお、改定額の上限は、市民生活への影響を考慮し、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、現行額の概ね 1.5 倍とする。

6. 施設使用料の「減免」について

(1) 減免に関する基本的な考え方

①受益者負担の徹底（減免適用は例外）

施設使用料については、受益者負担の原則に基づき、適正化を進めてきたが、例外として、障害者への配慮や各団体の社会参加の促進等の観点から、減額または免除を実施してきた。

しかし、減免実施による利用者層の固定化や利用者間の不公平感の高まりなどが指摘されている。また、減免に係る負担については租税で賄うことになるため、減免はあくまで政策的で例外的な措置であることを再確認し、その適用については、真に止むを得ないものに限定する必要がある。

②基準の統一・厳格化

減免については、基本方針に基づき、各施設において、障害者や各種団体等を対象に適用してきた。

しかし、基準の詳細については、各施設の規則や要綱において定めてきたため、その取扱いが施設ごとに異なっている。

また、新たに政策的に減免すべき対象も考慮する必要があることから、より公平性・公正性を確保するため、基準の見直し、統一化・厳格化を図る必要がある。

なお、減免の取扱いについても、時代環境の変化に即して適宜見直すこととする。

(2) 減免基準

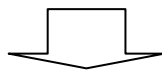
施設使用料の減免については、原則として実施しない。

しかし、政策的事情やその他やむを得ない事情がある場合は、減免基準の適用を認めるものとし、上記「(1) 減免に関する基本的な考え方」に基づき、本方針を整理する。

<現行の減免基準>

現行においては、以下のいずれかに該当する場合は使用料の減免を認めている。

- ・ 公的な使用（市、教育委員会等）は特定施設を除き、免除とする。
- ・ 市、教育委員会が開催する催しもので使用する場合は、免除とする。
- ・ 市、教育委員会が認める市内の団体が、当該施設の利用目的に即し、公共的な理由（広く一般的に向けた催しものの開催等）で使用する場合は、減額とする。
- ・ 施設ごとの固有の事情により減免の必要がある場合は、企画政策課と協議し、個別に方針を定める。ただし、施設利用については受益者負担の原則があることを踏まえ、減免は相当の理由があるときのみとする。



<新たな減免基準>

新たな基準については、利用者が団体である場合と個人である場合に区分して整理する。また、減額する場合の減額率については 5 割を基本として、施設の特性や利用者、非利用者との公平性を勘案し、設定するものとする。

なお、施設の管理運営に指定管理者制度を導入した施設については、別途、減免の取り扱いを定める。

【団体利用について】

- ① 市、教育委員会が主催または共催で使用する場合は、特定施設を除き、免除とする。
- ② 当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用する場合は、原則として免除とする。
- ③ 市内の市立小中学校や市内の特別支援学校が教育目的で利用する場合は、免除とする。
- ④ 市、教育委員会が認める各種の団体が当該施設の利用目的に即し、公的な理由（広く一般に向けた催しの開催等）で使用する場合は、減額とする。
- ⑤ 市内の市立小中学校や市内の特別支援学校以外の市内の学校が教育目的で利用する場合は、減額とする。
- ⑥ 構成員の半数以上が障害者の団体が利用する場合は、減額とする。
- ⑦ 構成員の半数以上が 18 歳以下の団体が利用する場合は、減額とする。

【個人利用について】

- ① 障害者（介助者 1 名を含む）が利用する場合は、減額とする。
- ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けている者が利用する場合は、免除とする。

（3）その他の減免事由

- ① 上記利用の減免以外に、特に必要と認める事由がある場合は、西東京市使用料等審議会に諮り、意見を求めた上で、別途定めることができる。
- ② その他、市長又は教育委員会が特に必要と認める急な事由がある場合は、真にやむを得ないものに限定し、その事由を明確にした上で、免除又は減額することができる。

（4）免除・減額回数の制限

施設の利用に関しては、年間の開館時間から、全体の利用に一定の制約がかかることになる。そのため、より適正かつ公平な施設利用を促進する観点から、免除及び減額の適用について、施設の利用実態等に即して回数制限を設けることができる。

（5）減免資格の確認

免除又は減額を適用するための資格を確認するに当たっては、それぞれ、身分証明書、各障害者手帳、団体名簿等、妥当な方法により確認する。

なお、障害者については、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳を提示する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者、東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳若しくは療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を提示する者とする。

（6）新たな減免基準の適用時期

新たな基準の適用については、市民への影響等を考慮し、経過期間を設け、原則として、平成 22 年度から適用する。

7. 使用料・手数料の見直し周期と原価計算

使用料・手数料については、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、原則として、3 年ごとに見直し作業を行うこととする。

ただし、指定管理等特別な事情がある場合は、委託期間等考慮し、別途定めることとする。

また、原価計算については、原価の削減に努めるため、その変化の推移を把握し、毎年、担当課で実

施して企画政策課へ報告する。

8. 使用料等審議会への諮問

使用料・手数料の適正化の検討は、本方針に従い、それぞれの担当部署において遺漏のないよう個別に対応し、使用料等審議会に諮ることとする（使用料等審議会条例で適用の対象外となっている事項は除く）。

なお、西東京市手数料条例に規定する各手数料徴収事務は、複数のセクションにまたがっているので、企画政策課と関係各課が連携して対応する。

9. その他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課において適切に対応することとする。

資料－５ はなバスルート等見直し案に関するパブコメ結果

検討結果公表日	平成22年5月1日(土曜)
意見募集期間	平成22年3月1日(月曜)～3月31日(水曜)
提出された意見件数	20件(13人)
担当課	都市整備部 都市計画課

項目	お寄せいただいた意見概要と市の検討結果
1	<p>[お寄せいただいた意見概要] 予防接種や育児相談などが保谷庁舎の福祉センターであるときに、田無駅－保谷駅間の路線バスは1時間に2本しかなく、非常に不便である。乳幼児を連れて帰りに30分ほど待つこともしばしばで、同じ日に沢山の母子が同じ目的で移動するため混雑する。そのような保健福祉行事の日だけの臨時でもよいので、保谷庁舎－田無庁舎間のはなバスを運行してほしい。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 保谷庁舎－田無庁舎間は、既に民間路線バスが運行している関係から、新たな競争を発生させるルートの設定は困難な状況です。路線バスの増便については、路線バス事業者に検討を依頼します。</p>
2	<p>[お寄せいただいた意見概要] ルート外の市民にとっては市税の無駄である。あまりにも不公平であり、早急な廃止を希望する。かわりに、市債の削減や福祉への予算配分をすべきである。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] はなバスは運行開始から8年が経過し、市民の移動手段として定着していることもあり、すべてを廃止することは考えておりません。今後とも、ルート外の市民の皆様からより一層のご理解が得られるよう、収支バランスの改善による市負担額の軽減に努めます。</p>
3	<p>[お寄せいただいた意見概要] 検討結果について賛成であるが、かえで通りにおける現行路線バスとの競争が解消する可能性について知りたい。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 現行路線バスは、かえで通りの保谷駅－天神山間を運行しており、はなバスは東伏見駅－天神山間を運行しているため、現在は競争していない状況です。将来的に路線バスが保谷駅－東伏見駅間を運行するような場合は、競争を避けるためにはなバスのルート変更を検討する必要があります。</p>
4	<p>[お寄せいただいた意見概要] 栄町2丁目に今年6月に、住宅街が完成予定だし、栄小の前にも住宅街ができるので、ぜひ、栄町にもはなバスを通してほしい。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 栄町2丁目付近は、道路が狭いため、すぐにバスを通すのは難しい状況ですが、栄町地区については中・長期的な見直しとして空白地域改善の方向性が示されているので、引き続き具体的なルート選定を含めて検討します。</p>

項目	お寄せいただいた意見概要と市の検討結果
5	<p>[お寄せいただいた意見概要] 東伏見駅近辺から、ひばりが丘公民館へ行くのがとても不便であり、そこである講習会や活動には参加したくとも、二の足を踏んでしまうため、見直し案の中の、「第2ルートと第5ルートを結合し、東伏見駅北口から保谷庁舎を経由し、ひばりヶ丘駅南口へ至るルートの可能性について検討する。」という方向性は是非実現してほしい。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 引き続き利用者のニーズを勘察し、具体的なルート選定や運行頻度等について検討します。</p>
6	<p>[お寄せいただいた意見概要] 乗車率が少ない路線を長期間放置してきたことは大きな損失であった。乗車率が一定以下になった場合には路線を見直すというルールを事前に決めておくのとよいのではないか。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 乗車人数が極端に少ない路線については、これまでも段階的に便数を減らすなどの措置を講じてきました。見直しにあたっての指標の設定については、「西東京市地域交通会議」の意見も伺いながら検討します。</p>
7	<p>[お寄せいただいた意見概要] 料金については、たまにしか利用しない人にとって100円でも200円でも大差ないので、通常料金は200円とし、その代わり回数券を発行して実質100円とすればよいのではないか。また、障害者の無料乗車、12歳未満までの半額乗車を実施してほしい。(件数:2件)</p> <p>[市の検討結果] はなバスの利用料金については、中・長期的に適正化を検討していく必要があるとされており、その中で望ましいサービス水準の設定と合わせて検討します。</p>
8	<p>[お寄せいただいた意見概要] ルートの検討においては、近隣他市との共同運行を検討してほしい。例えば武蔵野市住民を市内に誘導できれば市内産業の発展につながるし、交通不便地域の住民が中央線に行きやすくなれば市民サービスの向上につながる。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 近隣他市との共同運行については、「西東京市地域交通会議」の意見も伺いながら検討します。</p>
9	<p>[お寄せいただいた意見概要] 五日市街道は既に民営バスが運行されているので、市営バスを走らせる意味が少ない。武蔵野大学付近の鈴木街道をルートにすることは困難だと判断されているようだが、幼稚園バスが走っていることから考えて物理的には可能ではないか。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 民間路線バスと重複している部分については、はなバスのルートを変更する必要があると考えます。しかし、はなバスは道路運送法第4条に規定されている一般乗合旅客自動車運送事業で許可を取っており、幼稚園バスなどと異なり道路法に基づく車両制限令がより厳密に適用されるため、鈴木街道をルートに設定することは難しい状況です。</p>

項目	お寄せいただいた意見概要と市の検討結果
10	<p>[お寄せいただいた意見概要] 芝久保町住民として行きたいのに行けないところとしては、①保谷庁舎&スポーツセンター&福祉センター、②田無駅、③ひばりヶ丘駅、④いこいの森公園が挙げられる。特に、①は保谷庁舎でしかできない手続きやプール利用時に、お年寄りや子供、車を持たない人は困るのではないか。これから出産を考えているが、車を運転できないので、出産や子供のことで保谷庁舎に行きたい場合、どのような手段で行くべきか悩んでおり、なんとかしてほしい。また、④は直線距離ではそんなに遠くないが、田無駅までいきづらく、そこからバスに乗り換えるのは現実的にとても利便性が悪すぎる。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 今後の具体的なルート検討の参考とします。</p>
11	<p>[お寄せいただいた意見概要] 第1ルートについて、天候が悪い時に利用したいが、バスが上後のバス停に来る時にはすでに満員の状態である。第1ルートは、練馬区・新座市の境を通るルートでもあり、上後のバス停は8～9割は新座市民の利用と思われ、西東京市民が利用出来ないのはおかしい。そこで、1、天候が悪い時は、西東京市民が優先的に乗れるように市民カードを発行して乗車時に提示する。2、新座市・練馬区でもコミュニティバスがあるので、そのバスを走らせる。3、増便するにあたり、新座市・練馬区にも費用負担してもらおう。西東京市民の税金で運用しているので、市民が利用したいときに利用出来ないのはおかしい。増便だけの検討ではなく市民が優先的に利用出来るように検討していただきたい。雨の時は、乗車できないとあきらめている西東京市民が多いはずである。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] 西東京市民の優先的な利用方策については、「西東京市地域交通会議」の意見も伺いながら検討します。</p>
12	<p>[お寄せいただいた意見概要] 第3ルート①向台循環の短期的な見直しに伴い、既存の「向台4丁目」バス停の移設や大型マンション前のバス停の設置が必要になるのではないかと。また、現在工事中のマンションが完成し、入居がはじまれば、はなバスの利用者が急増するので、ルートの改善と同時に増便をお願いしたい。(件数:3件)</p> <p>[市の検討結果] 具体的なバス停の位置については、前後のバス停との距離を勘案し、警察署や道路管理者の意見を聞きながら検討します。また、増便については、短期的な見直し実施後、5ルート全体の利用状況や収支バランスを勘案しながら、中・長期的に検討します。</p>
13	<p>[お寄せいただいた意見概要] 第4ルートについて、六都科学館付近の住民または六都科学館へ行く人が田無駅北口→田無駅南口→市役所→芝久保1丁目→田無境通(小平保健所)→六都科学館というルートで行くのは非現実的で時間がかかり過ぎではないかと。また、途中の芝久保2～4丁目の住民も市役所への用事のニーズは満たせるが、田無駅周辺(通勤や買い物)のニーズは遠回りで満たせず、利用者は少なくなってしまうと思う。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果] はなバスの導入コンセプトである、公共交通空白地域の解消と公共施設へのアクセス向上を図りながら、利用者のニーズを満たすルートを設定することが重要だと考えます。</p>

項目	お寄せいただいた意見概要と市の検討結果
14	<p>[お寄せいただいた意見概要]</p> <p>第4ルートをもつに分割するルートとして、①田無駅→市役所→芝久保1丁目→小金井公園近く田無高校西付近、②田無駅→シチズン付近(西東京中央総合病院)→田無自動車教習所→青梅街道→六都科学館→西原グリーンハイツ→いこい森→ひばりが丘(または保谷庁舎)を提案する。②の利用者は市役所に直接行けなくなるが、田無駅北口から徒歩3分ほどでエスカレーターもあるので子供連れやお年寄りでも問題ないのではないか。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果]</p> <p>今後の具体的なルート検討の参考とします。</p>
15	<p>[お寄せいただいた意見概要]</p> <p>第4ルートについて、現状では、車体が小さい上に30分間隔での運行、終車の田無駅発が21時と、およそ「便利」という言葉とは程遠いものとなっている。田無駅北口の乗り場には長蛇の列ができてしまうため、「どうせ乗れないから」と利用をあきらめてしまうことが少なくない。乗り切れなやか、こうした「どうせ乗れないから」という潜在需要も多いはずだ。見直し案の中では、減便や路線の統廃合により捻出した車両等で、増便や路線の新設等を行うことが検討されているようだが、こうしたやりくりだけでは、潜在需要に到底対応しきれものではない。車両や乗務員の確保という問題はあるが、車両を大型化できないことを前提とすると15分間隔(せめて20分間隔)で運行され、終車が少なくとも22時頃まで延長されなければ「便利な足」とは言えない。(件数:2件)</p> <p>[市の検討結果]</p> <p>バスの車体については、通行する道路幅員との兼ね合いでこれ以上大型化することは難しいですが、運行間隔や運行時間については、中・長期的に望ましいサービス水準を検討する際の参考とします。また、増便については、短期的な見直し実施後、5ルート全体の利用状況や収支バランスを勘案しながら、中・長期的に検討します。</p>
16	<p>[お寄せいただいた意見概要]</p> <p>第4ルートについて、西武新宿線を境に路線を南北に分割することが検討されているようですが、南側路線を芝久保運動場までの運行とするのは、通勤利用に関しては現実的であると思う。しかしながら、休日を中心に多摩六都科学館方面への需要もあり、沿線の南町6丁目や芝久保町1丁目からは直通的な路線が失われることとなるため、北側路線への乗継ぎの便宜について、配慮する必要がある。また、南側路線は田無駅南口発着とすることが検討されているが、田無庁舎に行くのであればともかく、駅北口の商業施設等の利用が不便になる。駅北口と南口とでは、商業施設のほか金融機関その他公共施設の設置状況の格差が大きく、踏切が介在するという事情があるにせよ、利用者から見れば、駅北口発着は変えてもらいたくない。北側路線については、市民会館や西東京中央総合病院等の施設があるので、これら施設の利用者の利便性が望まれる。(件数:1件)</p> <p>[市の検討結果]</p> <p>今後の具体的なルート検討の参考とします。</p>